

北九州市 国民保護計画の概要

— 国民保護ってなんだろう？ —



北九州市国民保護計画について

北九州市では、国民保護法や福岡県国民保護計画に基づき、「北九州市国民保護計画」を策定しました。

この計画は、武力攻撃などを受けた場合に、市・県・国などが、市民のみなさんの生命・身体・財産を守り、生活の安全を確保するための施策を定めたものです。

このパンフレットは、みなさんに国民保護について理解していただき、どのような行動をとればよいのかなどについて知っていただくために作成したものです。



ここが知りたい 国民保護計画 **Q** & **A**

Q 国民保護計画って、何ですか？

A わが国が外国からミサイル攻撃を受けるような事態が発生したり、国内で大規模なテロが発生した場合などに、**みなさんの生命、財産を守るために、国の指示に基づき、市や県などが実施すべきことを定めた計画です。**

Q 平和な日本に、なぜ、国民保護計画が必要なのですか？

A 国などでは、よく「**あってはならない武力攻撃、なくてはならない国民保護計画**」といわれています。国は外交により、わが国の平和と安全を守るための政策を進めています。しかし、緊張している国際情勢の中では、いつ、何が起きるか予測できないものもありますし、また、国内で大規模なテロなどが発生しないとも限りません。**国民保護計画は、このような万が一の事態に備えて、市や県が迅速かつ的確に行動できるように、対応策を事前に考えておくものです。**

Q 国民保護計画で想定している事態とは、どのようなものですか？

A 国民保護計画が対象としているのは、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態と大規模テロなどの緊急対処事態です。

Q 事態が発生したときに、私たちはどうすればよいのですか？

A 市による広報やテレビ報道などで、情報を確認してください。市からの避難指示があった場合には、市職員などの誘導にしたがい、避難してください。



Q 事態が発生したときに、私たちの人権は守られるのですか？

A 国民保護法では、国民の保護のための措置を実施するにあたっては、基本的人権が尊重されなければならないことが、定められています。

国民保護計画が対象とする事態

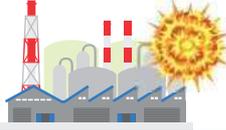
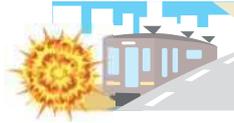
武力攻撃事態

わが国に対する外部からの武力攻撃については、以下の4つの類型が想定されています。

武力攻撃事態	攻撃等の特徴	
地上部隊が 上陸する攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上陸用の小型船舶等が接岸容易な沿岸部一帯への侵攻 ・ 大型の輸送機が離着陸可能な空港周辺の地域が目標 ・ 地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶ 	
ゲリラ・特殊部隊 による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じる ・ 少人数のグループにより行われるため、被害の範囲は狭い範囲に限定される 	
航空機による 攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃目標を特定することが困難 ・ 都市部が主要な目標となることが想定される 	
弾道ミサイル による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発射された段階で攻撃目標や弾頭の種類（通常弾頭やNBC弾頭）を特定することは困難 ・ 極めて短時間で着弾する <p>*NBC弾頭とは、N（Nuclear:核）、B（Biological:生物剤）、C（Chemical:化学剤）を用いた弾頭</p>	

緊急処理事態

大規模テロなど、「武力攻撃の手段に準ずる手段を使って、多数の人を殺傷する行為が発生した事態」です。以下のものが想定されています。

緊急処理事態の区分	事態例	
危険性がある物質を持つ施設などに対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の破壊 ・ 石油コンビナートの爆破など 	
多数の人が集合する施設や大量輸送機関などに対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ ターミナル駅、列車の爆破など 	
多数の人を殺傷する特性を持つ物質などによる攻撃が行われる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ サリンの大量散布など 	
破壊の手段として交通機関を使った攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機による自爆テロなど 	

北九州市国民保護計画について

北九州市では平成 18 年 1 月に作成された福岡県国民保護計画を受けて、平成 19 年 1 月に国民保護計画を策定しました。この計画は、本市が離島や 24 時間利用可能な海上空港を有していることや、大規模な港湾施設や石油コンビナート施設を有していることなど、市の地理的・社会的な特徴に応じた国民保護措置について定めています。

北九州市国民保護計画に記載している内容

第 1 編 総論

- 市の責務、国民保護措置に関する基本方針
- 北九州市の地理的・社会的特徴
- 対象とする事態

第 2 編 平素からの備えや予防

- 組織・体制の整備等
- 避難・救援などの備え
- 物資・資材の備蓄、国民保護の啓発

第 3 編 武力攻撃事態等への対処

- 初動連絡体制の確立
- 市対策本部の設置
- 警報・避難の指示
- 救援、安否情報の収集・提供
- 武力攻撃災害への対処
- 国民生活の安定に関する措置

第 4 編 復旧等

- 応急復旧、武力攻撃災害の復旧
- 措置に要した費用の支弁

第 5 編 緊急対処事態への対処

- 武力攻撃に準じた緊急対処事態への対処

対応事例編

- 弾道ミサイル攻撃への対応事例
- 列車等の爆破への対応事例



(注) 計画の詳しい内容については、ホームページで閲覧できます。

下記 QR コード又は「北九州市 国民保護計画」での検索をお願いいたします。



北九州市 国民保護計画

検索

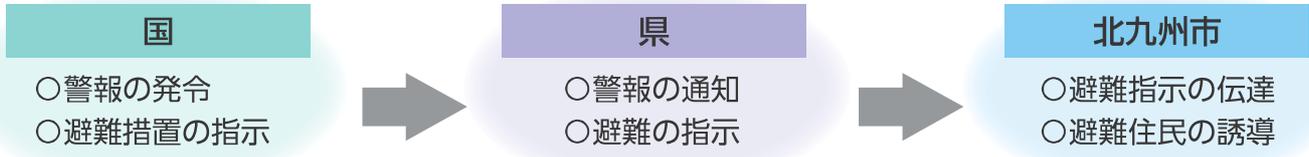
国民を保護するための措置 避難・救援・被害の最小化

市が行う避難・救援・被害の最小化の仕組みは次のようになります。

避難

武力攻撃などが予測される時は、

- ①国から警報が出され、テレビ、ラジオ、メールなどで皆さんにお知らせします。②さらに、避難が必要なときは、県から避難指示が出され、テレビ、ラジオ、メールなどで皆さんにお知らせするとともに、③市職員や消防職員・団員などが避難誘導を行います。

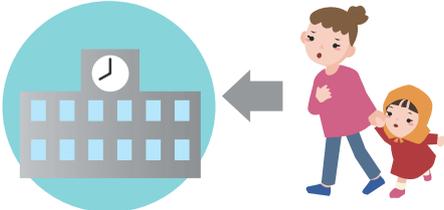


住民のみなさんの避難方法

屋内への避難（退避）

避難施設

避難（退避）



近くのコンクリート造りなど、しっかりしてこわれにくい建物などに一時避難（退避）します。その後、状況に応じて、さらに安全な地域に避難します。

要配慮者の避難

要避難地域

高齢者、障害者などの住民

バスなど

避難先地域

避難施設



高齢者や障害者などのうち、ひとりで避難できない方は、民生委員や消防団などの皆さんのご協力をいただき、地域の集合場所に移動します。次に集合場所から避難施設に移動します。

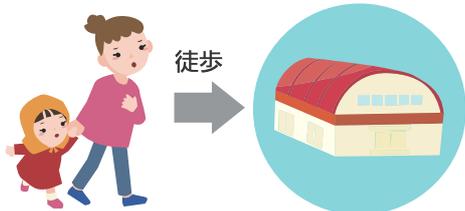
同一市内での避難

要避難地域

避難先地域

避難住民

避難施設



市内の避難については、避難施設まで原則として徒歩などにより移動します。

市外への避難

要避難地域

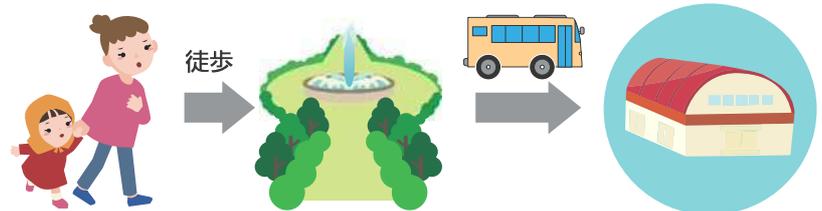
避難先地域

避難住民

集合場所

バスなど

避難施設



あらかじめ指定された場所まで、原則として徒歩などで移動します。その後、市外の避難施設まで、バスなどにより移動します。

救 援

市は、避難した住民の皆さんの生活を救援するため、県や関係機関と連携して、避難所の開設や食品・飲料水・生活必需品の提供、医療の提供、安否情報の収集などを行います。

- 避難所の設置
- 食品・飲料水の提供
- 生活必需品の提供



- 医療の提供



- 安否情報の収集・回答

個人情報の保護に配慮し、国、県と連携しながら、行方不明になったり、家族と離ればなれになった方々のために安否情報の収集や整理、回答を行います。



被害の最小化

市は、被害を最小化するため、警察、海上保安部などと協力して、発電所やダムなどの警備強化、毒劇物などの危険物質の製造・運搬の禁止や制限、消火・救急や救助活動の措置・指示を行います。

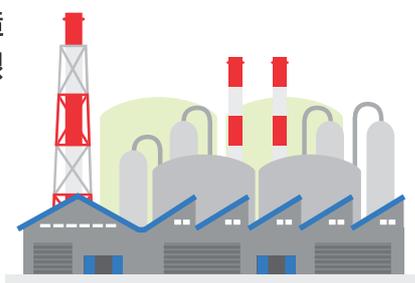
- 生活関連等施設の安全の確保
(発電所、ダムなど)



- 消火、救急や救助活動



- 危険物、高圧ガスの取扱所での製造運搬の禁止や制限



- 警戒区域の設定



住民のみなさんをお願いしたいこと

緊急の警報が発令されたら

【屋内にいる場合】

- ドアや窓を全部閉め、ガス・水道・換気扇を止めましょう。
- ドア・壁・窓ガラスから離れて座りましょう。



【屋外にいる場合】

- 近くのしっかりして、こわれにくい建物などの屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならないようにしてください。

【落ち着いて情報収集】

- 警報をはじめ、テレビやラジオ、スマートフォンなどからの情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。

警報伝達の際に流れるサイレン音は、内閣官房国民保護ポータルサイト
<http://www.kokuminhogo.go.jp/> で確認することができます。

避難の指示が出されたら

- ◇ 市からの避難の指示は、屋内への避難、近くの避難施設への避難、市外への避難など、武力攻撃の種類・規模により様々であり、状況に応じてみなさんの安全を守るために指示が出されます。
- ◇ 市からの避難の指示が出された場合は、指示にしたがって落ち着いて行動しましょう。

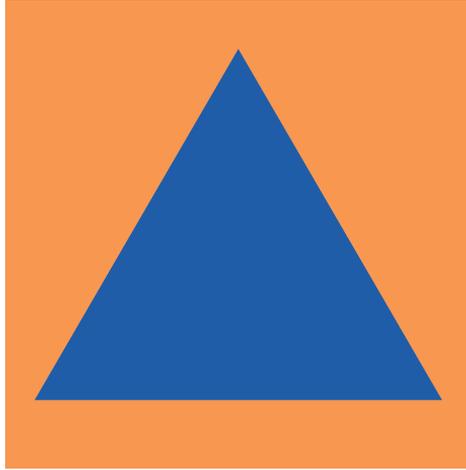
【避難所へ避難する場合に気をつけること】

- ガスの元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。
- 運動靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。
- 運転免許証やパスポートなど、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸じまりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて、市からの指示にしたがい、避難しましょう。



国民保護での住民の協力について

- ◇ 不審な人物や現象を見かけたとき、また、テロなどのきざしがあったら、警察署、消防署に連絡をお願いします。
- ◇ 国民保護で、市、県、国などの関係機関が国民保護措置を行います。被害を最小限にするために住民のみなさんの協力が欠かせません。
- みなさんの協力は自発的な意思にゆだねられるものです。要請にあたっては強制することはありません。
- 市から協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮します。要請に基づく協力により住民の方々が被害を受けた場合は、その損害を補償します。
- 救援のための収容施設や医療施設を設置するため、土地や家屋などを使用させていただいたり、食品、衣料品などの物資の保管や売渡しをお願いすることがあります。



このマークは、国民の保護のための措置を行う人や車両などを識別するための国際的な特殊標章です。

北九州市国民保護計画に関しては、下記までお問い合わせください。

北九州市 危機管理室 危機管理課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
TEL 093-582-2110 FAX 093-582-2112
E-mail kiki-kanri@city.kitakyushu.lg.jp



北九州市 国民保護計画

国民保護法制や各機関の国民保護計画は、下記のホームページでご覧になれます。

内閣官房ポータルサイト
総務省消防庁

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>
<https://www.fdma.go.jp/>